

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会(第5回)議事概要

第1 日 時 令和5年11月24日(金) 午後5時～午後7時30分

第2 場 所 経済産業省会議室(オンライン併用)

第3 出席者(敬称略)

(座長)

山本和彦

(委員)

東貴裕、小川新志、小原淳見、高取芳宏、中山紘行

(関係府省庁)

南部晋太郎内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)、松本剛法務省大臣官房国際課長、吉川尚文経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長、田中健太郎法務省大臣官房付兼国際課付、宮崎文康法務省大臣官房国際課付

(オンライン出席)

内閣府、スポーツ庁

(ヒアリング参加者)

Swiss Arbitration Association(ASA) President Felix Dasser

KCAB International(KCAB) Secretary-General Steve Kim

フリーマン国際法律事務所弁護士 ダグラス・K・フリーマン (国際仲裁人)

第4 議事概要

●Felix Dasser (事前の聴取事項及び回答は、資料1のとおり)

○高取委員 委員の高取といたします。

この度は、我々の質問事項に対して、非常に詳細かつ有益な情報を回答いただきましてありがとうございます。

スイスのアービトレイターということで、スイスのアービトレイターのチャールズアダムスが、仲裁グループのヘッドをしていたオリックヘリントンに以前所属しており、また法務省のウェブサイトで公開している模擬仲裁でも、そのチャールズアダムスがチェアをしてくださいましたので、スイスのプラクティスについては興味を持っております。

私の質問は、ご回答いただいた調査事項と第3項と、それから第11項ですね、これに関して二つほどありますので、簡潔にお聞きしたいと思います。

第3項のご回答において、スイス人以外の実務家を誘致しようとしてきて、現在1000

人以上の有料会員のうち、約35%がスイス人以外の会員と書かれています。私の理解では、スイスも、日本同様、大きい括りとしては、大陸法、シビルローのジュリスディクションに属すると理解していますが、この35%スイス以外の会員という方が、主にシビルローのジュリスディクションバックグラウンドからなのか、あるいは、コモンローのバックグラウンドなのか、その辺りの構成は、どのようになっていますでしょうか。

○Felix Dasser ありがとうございます。

まず、実際に仲裁にあたっている仲裁人についてでございますが、統計のデータは、私は持ち合わせてはおりません。この内容は、公的にはなっておりません。しかしながら、私の個人的な経験から言えることといたしましては、このシビルロー、大陸法の背景を持つ仲裁人の数の方が、かなり英米法の背景を持つ仲裁人と比べて多いということが言えます。しかしながら、法的な違いというような時に、どちらかというとき小さいと言えらると思います。

そして、スイスにおきましては、どの仲裁廷にするのか、ということに関しましては、自由に選ぶことができるようになっております。ですので、もし両者ともにコモンローを背景としており、そして英米法の弁護士、カウンセラーがついているということになりますと、おそらく仲裁人に関しましては、コモンローの仲裁人を選ぶことになるのではないかと考えます。

○高取委員 ありがとうございます。

その関連で、今のご回答のところ、シンガポールに本拠を置くASAアジア支部を通じて、アジアでイベントを開催というご回答があり、また、11項以降の質問に対して、日本は、日本版シンガポールのような大陸法の法益に包括した太平洋における紛争解決のハブになる可能性があるとお書きいただいております。

それで、Dasser先生が仰ったように、もちろんケースによって、それから当事者のバックグラウンドによって、アービトラーターはコモンローかシビルローか選べると思うのですが、回答の3項のところでは、ASAのメンバーについて、ASAをリードしていくという立場からすると、シビルロー型の考え方とか、日本と共通する、例えば、大陸法型のArb-Med-Arbのオペレーションについてディスカッションする、あるいは、Med-Arbのプロシーディングについて議論して、大陸法にはどのようなルールがいいのかというようなことを協議されているのではないかと推察しています。

そういう推測に基づいた質問ですので、その推測が合っているかどうかもお聞きしたいのですが、スイスという、ヨーロッパのシビルローに基づくオペレーションと、日本や韓国等アジア的なシビルローに基づく、Arb-Med-Arbのオペレーション等について、ヨーロッパ型のシビルロー、具体的に言うと、例えば、スイスのメンバーと、東アジアつまり日本、韓国の実務家との協力や、あるいは、将来のArb-Med-Arbの在り方につい

でのディスカッションとか、ご展望、将来に向けての希望と、特に日本をアジアにおける仲裁のハブとなるべき、とお書きいただいているので、日本とアジア、それからヨーロッパとの協力という観点から、アドバイスいただけるとありがたいです。

○Felix Dasser 複雑な質問はできるだけ短く答えさせていただきたいと思っています。

まず、それぞれの国々は、大陸法に属するのか、もしくは英米法に属するのか、その点につきまして、しっかりと認識することが重要であります。現在、この二つの領域に、世界は収斂しつつあります。

加えて、各国との間で、また法域間におきまして、文化的な差異があることについての認識をしなければなりません。

そして、コモンロー、シビルロー、この両者の伝統におけます、重要な一つの違いとして挙げられますのが、情報に対する、情報の模索、情報のサーチに関して、どれだけインテンシブに行われるのかという点を挙げられます。

まず、二つの側面を挙げることができます。一つは文書の提示についてです。まず、コモンロー、その中でもとりわけ米国の訴訟におきましては、大変なお金、そして時間をかけて、この文書に関して取り組むこととなります。

そして、もう一つの側面に言えることとしては、コモンローの伝統におきましては、反対尋問であったり、また文書による証言であったり、そういった大々的なかたちでのヒアリングが行われます。

そういった、二つの側面もありまして、国際仲裁というものが、時には当事者にとって高くつくということだけではなく、大変な面倒になるだけではなく、両者にとり大変厄介な状況になることもあります。

一方、スイスにおきましては、典型的な仲裁は、どちらかという、妥協のような形で行われております。もちろんのこと、このドキュメントの文書のプロダクションであったり、また反対尋問も行われますが、典型的なコモンローの国と比べましては、かなり比較的低いレベルで、そういったものが行われます。

こういった類の仲裁、つまりシビルロー及びコモンローで、この2つの伝統の間の、妥協的なこの仲裁というマーケットはあると私は考えておりまして、日本は東アジアにおけます、この役割を担うことができると感じております。

○小原委員 ありがとうございます。小原でございます。

今、丁度ご紹介がありました、スイスのある意味妥協的アプローチ (compromised approach) というのが、少し皆様に具体的にイメージを持っていただいた方がいいと思ひまして、例示をしていただくといいかなと思ひます。例えば、ヒアリングの日数はどれくらいでしょうか。典型的にスイスで行われている、仲裁手続のヒアリングの日数について教えてください。

○Felix Dasser ありがとうございます。そうさせていただきます。

まず、スイスのヒアリングは、大体1日から6日間かけて行われます。私自身が、経験した最長のものは6日間でありまして、その際は、元々5日間のヒアリングだったのですが、その後、1日オンラインでやらなければいけなくなりまして、6日間となりました。ただ、ほとんどの場合、3日から4日となっています。

○小原委員 ありがとうございます。

仲裁にかかる費用はいかがでしょうか。なかなか、事件にもよるかと思えますけれども、ヒアリングが短い、それから文書開示手続やヒアリングでの反対尋問の時間が短いと、仲裁にかかる費用も少なくて済んでいる、何か具体的な数字のイメージをいただけますでしょうか。

○Felix Dasser 費用についてですが、定量化するのが大変難しいです。

これは主に、当事者自身が、どれくらいの労力を払うのかということに大きく関わってきます。例えば、代理人の人数は2名なのか、それとも15名の弁護士が代理人となっているのか、等です。例えば、ある当事者が4人の代理人を立てている一方、もう一方の当事者が12名の弁護士を、と言ったようなケースもありまして、そのような場合、大変コストがかかります。ですので、ほとんどのこういったかかる費用というものが、代理人にかかるコストとなります。

そして、統計といたしましては、全体のコストの2割ほどが、仲裁人、そして仲裁機関、一方で、8割のコストが、例えばカウンセラーであったりとか、エキスパートにかかる費用となっております。

そして、通常、二つの方法でコストを低く抑えることが可能です。まず一つといたしましては、当事者自身によるカウンセラーの選択を通じて、もう一つが、仲裁廷自体による厳格な手続マネジメント管理を通じてです。

また、典型的に言えることとしては、全ての仲裁人に当てはまるわけではありませんが、どちらかというシビルローを背景とする仲裁人の方が効率的に行うことに関して経験が豊富です。

○小原委員 ありがとうございます。

今、ご質問させていただいたのは、先ほど高取委員から5番に関する質問の中に回答に合わせたものでございますが、同じく5番について引き続き質問させていただきます。

スイスでは、スイスの仲裁手続と、それから、スイスの実体法、両方をプロモートしておられると理解をいたしました。しかも、手続法、それから仲裁法、それから実体法、そ

れぞれ裁判例を、簡単に見つけることができると理解をしております。

これらの裁判例の英語版も簡単に見つけることができるのでしょうか。

○Felix Dasser まず、仲裁法に関する判例法についてであります。全ての仲裁にかかる最高裁によります判断につきましては、インターネットでオリジナルの言語で掲載されております。

そして、全てではないのですけれども、その多くが、例えば、法律事務所であったり、また協会によって英訳されております。ということで、その多くが典型的には英語で掲載されています。

また、そういったケースにつきまして、詳しく分析を行った文献に関しましても、同様に英語で存在いたします。

一方、実体法についてであります。仲裁法及び契約法、その両方の専門家によります、スイスの契約法に関しての刊行物が存在いたします。

スイスの仲裁法及び契約法、両方に関しましては、英語で簡易にアクセスすることが可能となっております。

○山本座長 よろしいですか。ちょっと他の方ご質問ございますでしょうか。

○小川委員 JCAAの小川と申します。

私からは、時間の関係もありますので、聴取事項の2の三つ目に書かれている点について、裁判所裁判官について一つご質問したいと思います。

お答えいただいた国際仲裁の必要性を理解し、英語の文章を理解する仲裁フレンドリーな司法部門と書いているのですが、特に裁判官が、国際仲裁の必要性を理解するのですとか、あるいは、英語の文章、英語に堪能であるとか、そういった裁判官を養成といいますか、増やすために、具体的に裁判所であったり、あるいは国として取り組まれている施策がありましたら教えていただければと思います。

○Felix Dasser まず、司法が仲裁フレンドリーであるというのは、私どもにとりましては長年の伝統となっております。何十年にも渡りまして、私どもは、取り組んでいたということもありまして、過去から多くの最高裁判事が仲裁人を務めてきたということが挙げられます。

また、政府、そして司法、仲裁コミュニティとの間で、緊密な連携や協力を取っております。例えば、少し前でありまして、私は裁判官に対しまして、仲裁に関する暫定的措置に関して説明をするという裁判官の会議に参加したことがあります。

ここで非常に肝要なのは、政府そして司法、また仲裁コミュニティといった、全ての様々な当事者が、共通の目標につきまして合意をするということです。この共通の目

標達成時におきまして、国際的な紛争を解決する手法としての国際仲裁について促進をしていこうというもの、それがスイスの目標となっています。

また、スイスにおきましては、政府、そして司法が共に仲裁コミュニティを信頼しております。仲裁コミュニティが正しいことをしてくれると信頼しているわけです。そういったこともありまして、政府、司法共に仲裁人に対して、多くの裁量を与えております。

ここ30、40年におきまして、スイスは、おそらく世界で最もリベラルな仲裁法を持ってきたと言えるでしょう。そして、スイスにおきましては、最もリベラルな仲裁法を有するという点に関して、基本的には反対というものはありません。議会におきまして、よりリベラルな仲裁法を提供するという点に対する反対もありません。

○小川委員 ありがとうございます。

○田中官房付 時間のない中、恐縮です。事務局を務める法務省の田中です。8番の答えについて質問をさせていただきます。

専門のホテルや法律事務所にヒアリングを行うという伝統があり、非常に上手くいっているという答えがありますが、法律事務所の場合に、一方当事者の代理人、又は事務所、または仲裁人の事務所となると思いますが、テクニカルな問題というものは、これまであったのでしょうか、という点や、ホテルや法律事務所で運営する場合のソフト面、サービス面で、どのような工夫がされているか教えてください。

○Felix Dasser ありがとうございます。

この点は、スイスにおきましても、難しい点の一つとなっております。日本や、またJIDRCのような専門の仲裁施設があった方がいいかと思えます。

スイスにおきましては、政府から、そのような支援、その点につきましての支援は受けていないということもありまして、経済的な理由で専門のこの仲裁専用施設を、例えば、スイスであったりとか、また、ジュネーブで申し合わせることができないというようなことはあります。そういったこともあり、ホテルやまた法律事務所を頼ってきたわけですが、何十年もやってきたということで、経験を持ち合わせております。

これまで私自身といたしましては、一方の当事者の代理人のオフィスでヒアリングを行う点に関して、問題があったことはありません。

通常ですと、ホテル、もしくは仲裁人の1人の仲裁人の事務所でヒアリングを行うこととなります。

○田中官房付 ありがとうございます。すみません、もう一点。

8-CのSwiss Arbitrationハブについて、ユーザーからどのような評価を得ているか教えてください。

○Felix Dasser このSwiss Arbitrationというのは、実際のヒアリングを行うにあたってのプラットフォームとなっております、スイス全国をカバーしております。通訳者をはじめ、ホテルや、また宿泊施設、そしてヒアリングなどに関するプラットフォームです。

例えばですが、そのホテルにおきましてのヒアリングを行うための部屋のフロアプランであったり、どういったヒアリング用の部屋が用意されているのか、また、その他の施設に関する情報を見ることができるようになっております。

よって、とりわけ外国の当事者、スイスを拠点にしていない当事者にとって、役立つものとなっております。例えば、関連する情報へアクセスすることができるというわけです。

このSwiss Arbitrationハブに関しましては、無料で活用することができるようになっておりまして、資金はスイスの仲裁コミュニティ中でも、とりわけ私どもASAによって出されております。

●Steve Kim (事前の聴取事項及び回答は、資料2のとおり)

○高取委員 Steveさん、Yoshi高取です。コリアジャパンジョイントフォーラムでもありがとうございました。今日もありがとうございます。

我々の研究会の質問に、詳細に回答いただきありがとうございます。

私の質問は、クエスチョンにある4番と、それから11番に関連するのですが、1個だけなるべく簡潔に質問したいと思います。

4番のご回答の中で、人的資源も重要である、People resource is importantと書いてあり、また、11番のところでも、政府、法曹界、経済界との連携についてお書きいただいています。

スティーブさんの、まさに韓国におけるリーダーとしてのお立場とユニークなキャリアから、韓国での国際仲裁人、それから、韓国での国際仲裁実務家、プラクティショナーの人的資源、あるいは人材育成についてお聞きしたいと思います。

例えば、日本でもChartered Institute of Arbitrators(英国仲裁人協会)が政府と協力して、仲裁人及び仲裁実務家のトレーニングを実施しています。韓国は、非常に国際仲裁が活発であり、進んでいるという理解ですが、それを支える仲裁人、それから仲裁実務家のトレーニング、あるいは認証、アセスメント、認定を与えていく、というアクティビティについて、具体的に、例えば、KCABとしてどのように取り組んでいらっしゃるのか、CIArb.に関しては、韓国ではあまりアクティブではないという理解をしていますが、KCABとして、独自のトレーニング、あるいは、国際スタンダードのトレーニング機関と連携してなど、特にデュープロセスを遂行できる仲裁人の育成について、どのように工夫して実行されているのかということをお聞きできれば、ありがたいです。

○Steve Kim 質問いただきましてありがとうございます。

まず、一般的には、もちろんのことですけれども、まずは、はじめに仲裁人を選定し、そしてトレーニングを行い、そして、しっかりと彼らパネルを維持していくと、そういったようなことが必要となってくるわけですが、そしてもちろん、私どもKCABに対して、その仲裁人になりたいと申し込みを行われる方々の申し込みにつきましては、全て確認をするようにしております。

そして、私どもがそういった候補者に対して、何を求めるのかということに関しては、ガイドラインやスタンダードがあります。例えばですけれども、最低でも15年以上の経験、商事仲裁に関する経験が必要であるとか、又は仲裁人としての経験がある方が望ましいといったような形となっております。

そして、二つ目ですけれども、もちろんのこと、彼らに対するトレーニングモジュールが存在いたします。私どもアービトレーションCEOトレーニングプログラムというものを持っております、ここでは、大企業の社長であったりとか実務家を呼んで、集中的に6週間から12週間ほどのプログラムを行っております。

そこで、仲裁の仕方等々について学ぶということを行っております。もちろん、それ以外でも、CIArb.などに関してのトレーニングモジュールも存在いたします。

ただ、まず我々としてしなければいけないのが、この仲裁に関わる国際マーケット全体を理解すると、それが必要であるということです。というのも、実際に大きな仲裁機関の仲裁人パネルを見てみますと、多くのパネルにおきまして、同じ人物の名前が載っているということが多々あるからです。

あとは、仲裁人の候補者に求められるスキルセットといたしましては、例えば、暗号通貨であったり、またAIであったりとか、そういった、私どもKCABが、今後しっかりと5年先を見据えた際に、5年先のKCABにとって役立つようなスキルセット、そういったようなスキルセットを持った人たちのものが重要になります。

つまり、世界中におきましては、1000名ほどの仲裁人が実際には活発に活動しているということが言えるかと思えますし、また日本におきましても、同様にそういった方々のパネルがあるかと思えますけれども、そういった意味でのダイナミクスをしっかりと理解するということが非常に肝要になるかと思えます。

また一方で、国際仲裁は、アジア以外で見えますと、この仲裁人というものはキャリアの一つのオプションであるということが言えます。つまり、例えば、弁護士がサイドプロジェクトとして行っているようなものではなく、ヨーロッパなどにおきましては、フルタイムの仲裁人が多くいると。彼らにとっては、仲裁人であるということ自体がキャリアであり、またグラウンドとなっているということです。

私どもは、そういった点につきまして認識をした上で、彼らに、私どもにのところに來ていただいて、特定のテーマに関してトレーニングを、トレーニングモジュールを行っ

てもらおうということをやっていたいております。

例えばですけれども、緊急仲裁についてであったり、また、もし弁護士が協力的ではなく、それで手続を遅らせようとしたような場合、どのようにするのかとか、そういった日常的に直面するような問題に関してのトレーニングも行っております。

また、これは、ギブアンドテイクであるということが言えます。我々は、皆さんに、ブランド構築の支援をする一方で、我々に対して時間を費やしていただき、そして、情報を共有することによって、新しい、新人の仲裁人を支援してほしい、そういったギブアンドテイクであるということです。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、小原委員。

○小原委員 ありがとうございます。

私が伺いたいのは、Steve Kimさんをご準備くださった回答書の中で、二つ、私が理解する限り、このヒアリングの場でさらに議論させていただきたいと書かれている箇所がございました。

一つが5番、もう一つが13番のAになります。これについて、ご意見をお聞かせいただければと思います。

○Steve Kim ありがとうございます。

まず、一つ目に関して、韓国における仲裁法に関してでございますが、これは主要な国々、先進国、または法域に、この仲裁法は非常によく似たものとなっております。

例えば、国際仲裁を振興するということに関して、また仲裁というものを主要な国際的な紛争の解決の手法として振興していこうといったことなどが謳われております。また、KCABを唯一の仲裁機関をとするといったようなことが謳われております。また、政府による支援につきましても規定されている次第です。また、今後のこの市場の育成に関しても書かれております。

ということで、他の主要な国々で見られる典型的な仲裁に関する法律と相似していると言えます。

もう一つは、13番目の質問、JCAAの認知に関してですけれども、私自身、JCAAにつきましては、1988年から存じ上げております。当時、私が米国の仲裁業界にきた時から知っているわけですが、当時は、非常にマーケティングに関しましては、おとなしい期間であったと。そして、あまり、我々のアンテナに引っかからないといったようなところがあったと。そういったような印象を当初は持っていたわけですが、ただ、ここ最近におきましては、国際仲裁市場を回していこうと、そういったような協調的な努力を日本市場で行っていらっしゃると認識しております。

そういった動きの中で、JCAAも関わっていらっしゃると。私自身も、個人的にJCAA

の方々を、例えば、国際カンファレンスであったり、そういったようなところでお会いしているということで、またウェビナーなどを通じて存じ上げておりますが、もっと積極的に、ぜひともJCAAは音頭を取るようなかたちで、日本における国際仲裁市場を前に進めるといったようなことをしていただければと個人的には思っている次第です。

○山本座長 ありがとうございます。どうぞ。

○小原委員 ありがとうございます。

今、ご説明いただきました、5の仲裁振興法について、もう少しお聞かせください。

この仲裁振興法は、まさに仲裁を振興するために作られた法律という理解をしておりますが、この法律が作られた背景は何でしょうか。また、法律を作らずに、国が財政的支援を行うことはあり得ると思うのですが、なぜ、仲裁振興法が作られたのでしょうか。

○Steve Kim ありがとうございます。

確か、2000年代の頭頃だったと思うのですが、当時私はAAAのICRBにいました。そしてその際に、KCABのチームから、ぜひとも訪問して、そして仲裁のシステムについて勉強したいというお願いを受けた次第です。ということで、彼らが実際に私どもを訪問し、1年ほどかけて、実際にICRBにおきまして、そのケースなどに関して学ぶといったようなことを行ったわけです。どのようにオペレーションがなされているのか等々についても学ぶこととなりました。

なぜ、そのようなことが行われたのか、その目的というのは、韓国は、やはり国として貿易立国であるという認識があったからだと言えると思います。つまり、堅牢で、そして信頼ができる、しっかりとした紛争解決システムが必要であるという認識があったというわけです。

つまり、外国人の目から見て、一定の安心感を与えられるレベルの、そういったものが必要であるという認識があったということで、数年間の間に、KCABからICRBに対して、1人、1人順番で各ディビジョンのマネージャーがやってきました。そして、ICRBにおきまして、学ぶといったようなことが行われました。

例えば、仲裁法であったり、また国際仲裁手続であったり、また独立した仲裁の規律が必要であることに関して学んでいったわけです。そして、そういったことを通じて、彼らとしましても、主要な法域のニーズに、同様に、法的に、拘束力のある仕組みというものが仲裁を振興するにあたって、必要であるという理解に繋がったのではないかと私は思っております。

そして、それが、例えば、2018年におけます、国際仲裁法の制定、また、それ以前の仲裁振興法の成立などに繋がっていったと理解しております。

また、韓国はICCAのCongressを1996年にホストした際に、この仲裁マーケットの重

要性、そして市場の大きさを認識したのではないかと思っております。今も言えることですけれども、実際に韓国は、投資を外国から呼び入れるにあたって、また外国と韓国経済がやり取りをするにあたっては、やはり安定した、そして予見可能な仲裁解決のシステムが必要であるということが言えます。

ですので、そういったことが言えると思っております。そして、この振興法をベースとして、政府から、例えば、資金やまた予算が日常的なKCABにおける活動以外にも、様々なイベントに対する資金が提供されているというかたちです。

●ダグラス・K・フリーマン弁護士

○ダグラス・K・フリーマン弁護士 まず、日本で、どのような場所で、仲裁調停を行うのが有用かということですが、前の前のスイス仲裁協会のDasser様のお話でもありましたけれども、仲裁というのは、そもそも当事者主義に基づいて、その当事者が、柔軟に手続を合意によって築くことができるということが特徴であることもありまして、専門的な仲裁施設がない状況でも、その仲裁を行うことは、いろいろなかたちで可能で、私も、最近今年も、片方の当事者の代理人の先生の事務所の方で仲裁を行うというようなことについて、当事者が合意をして、仲裁を行ったことがあります。

ただ、そのケースで言いますと、非常に長い20人掛けくらいの長いテーブルの片側に両当事者が座って、反対側に仲裁人3名が座ってということで、大きな不都合はないものの、法廷に類したような配置ができないことによって、それから、あと十分な部屋数が確保できないというようなこともあって、例えば、仲裁人の控え室がないので、仲裁廷が、片方当事者と和解協議をされたい時には、両当事者に、入れ替わってもらうようなことで実施することは可能ですし、特に片方当事者に不利益になるということはないと思います。ただやはり、スティーブさんが言ったように、日本で安心して外国の方が来られて、それで国際仲裁を行うことができるその安心感を与えるという観点からは、専門的な施設があるということは非常にプラスであるということだと思います。

ホテルなんかも天井が高すぎて、雰囲気、あまり厳粛でないとか、そういったこともありますし、貸会議室などいろいろな選択肢はあるのですけれども。ですから、実施は可能ではあるけれども、むしろ少し違う観点から、可能であるということとは別に、プラスアルファの部分で、専門的な施設があった方がベターであるということだと思います。

あと、JIDRCを何度も利用させていただきましたけれども、非常にレベルの高い設備で、外国から来られた仲裁人の方も、とても感心して、仲裁に特化したサービスを提供いただいていた部分も非常に重要で、例えば、ビデオの設置とかについても、専門的なノウハウを持っているスタッフの方がいらして、時々、仲裁では、少し複雑な形のビデオ設定が必要なことがあるのですね。例えば、通訳人がビデオで香港から入って通

訳もするとか、あるいは速記者が、証人の話している内容を、リアルタイムで書き起こしをするといったサービスと連携するとか、あるいは、海外から仲裁に参加される証人が居る時に、証人が、画面で証拠も見ながら、同時に仲裁廷も同じ画面を見られて、というような、カメラの配置をするとか、そういうことが、今後は一層重要になってくると思うのです。その時に、ホテルとか、あるいは貸会議室では、当事者は、必ずしもそういうITの専門家ではないので、そういう方がいるというのは、すごくプラスであるということだと思います。

あと、それと同程度に重要なのは、シンガポール、韓国、香港、いずれにしても、いずれをとっても、国際仲裁を行う場合には、この施設というような、仲裁ができる専門施設があるということ、イコール、仲裁をサポートしている国であるという、そういうイメージに繋がるという意味でも、実はすごく重要ではないかと思います。2006年モデル法に即した法制度を持つという、そういう国家として無形のインフラがあることのアピールと同程度に見えるような形で、日本が国際仲裁をサポートしていることを示す上で、非常に重要ではないかという風に思います。

後の質問にも関わるかもしれませんが、先ほど、スティーブさんのお話を聞きながら、私も同感だったのは、やはり国際仲裁というのは、当事者主義というものに基づくADRであるとはいえ、放っておいて紛争当事者の主体性のみに基づいて、自然発生的に国際仲裁がどんどん増えていくというような性質のものではないのだと思うのですね。ある意味では、日本で裁判制度を作るといふことと同列に、国際仲裁を実施できるインフラを整えるということが、国家政策的な面において重要ではないかなというものです。そういったものが、広い意味で経済を振興させるとか、その中で、そういうインフラを設けるということは、日本において、正に前の話でも言及されていたように、韓国で、国家として貿易立国であることの認識に立って、国際紛争が生じた時には、それを解決する制度も持っている国であるということの世界にアピールすると。そういう意味で、そういう振興法を設けたというお話がありましたけれども、そういう側面も重要であることを認識することが肝要であるように思います。

次の質問で、外国の仲裁実務家からどのように見られているかを聞かれています。それについては、多分、主として外国から日本を見ている他のヒアリング対象者の方のお話が重要ではないかと思いますが、私の経験で言うと、日本で、JIDRCの設備を使って、今年、仲裁を一緒にやっていた3名の仲裁人が、たまたま日本にJIDRCを使っている時に、JIDRCの閉鎖の話聞き及んで、非常にショックを受けていたのを目にしまして、やはり非常に残念なことだと思います。残念なことだと思いつつ同時に、それと替わるような施設ないし、何かアピールできるようなものを作ることは、ぜひとも、今後、日本の国家の政策として検討していただくことができれば、長期的に見ると、すごくよいと思われまふ。お話にありましたように、韓国は、今や、日本から見ると、成功している仲裁先進国として、お話をお聞きしたいと考える程度に、国際仲裁においては、日

本に先行されているところはあるのですが、かといって、それほど前から仲裁振興を始められたわけではなく、つい2011年くらいですかね、法律ができたのは2011年で、それが、さらに改定されたのが2016年とか、ごく最近のことで、ですから、日本も5年前くらいから本格的な取り組みをされていて、まさに、今この場で、政策の在り方を、もう一度見直されているという状況だと思います。つまり、本当にそういった仲裁振興の努力が緒に就いたばかりであって、今後、長い期間をかけて、育成といいますか、国際仲裁というものが重要な国内裁判制度と並行する、国際紛争の解決の方策として、育てていくこと、インフラを作っていくことが重要ではないかと思います。

仲裁・調停関連三法の成立というのは、英語の雑誌とか、ニュースレターなどでも、かなり広く知られていて、私はポジティブなインパクトはあったと思います。暫定保全措置とか、シンガポール条約とか、特に国際調停にかかるシンガポール条約も、国際仲裁と並ぶものではありませんけれども、今、各国がADR振興策として取り組んでいる一番最先端のものに、日本も参加していくということも重要ですし、暫定保全処置もいろいろな利用場面というものはあると思うのです。私もそれに似たような、迅速な手続である、ICCのEmergency Arbitratorという手続を仲裁人として行ったことがあります、手続的にはニッチなものかもしれませんが、そのようなものがあることが、もっと知られるようになると、国際仲裁と言えども、やはり解決には1年くらいかかりますから、その前に早急に保全措置等の手を打たないといけないときに、これがより簡易な形でできる、執行力を持つ形でできるというようなことが、もっと知られてくると、それは、その利用にも繋がっていくということではないかと思います。

あと、東京地裁の民事8部の取組などを見ますと、これはあまり、逆にそれほどまだ海外には知られていないようですが、専門的な事件処理体制を構築されたり、特に事務分掌規程を改正されて、ビジネスコートで仲裁事件を集中して扱うというようなことも、国際仲裁にとっては、サポート的な動きだと思うのですが、そんな動きが、もっと裁判所や法務省の立場から、正しくそれを広く宣伝するということがないかもしれませんけれども、この場にいらっしゃる関係者の皆さんの方でも、そういった面を含めたアピールとか、海外への発信とかに協力いただくと、より日本の国際仲裁のサポートをする制度として、アピールにも繋がるという風に思います。

○小原委員 フリーマン先生、大変貴重なご意見ありがとうございます。いつもお世話になっております。今回、いろいろな方々の情報、ご意見をいただく中で、やはりJCAAをもう少し評価をしてはどうか、というご意見があったかと思いますが、フリーマン先生の方から、何かご示唆というものはありますでしょうか。

○ダグラス・K・フリーマン弁護士 ありがとうございます。

現在のJCAAについて、一つ思いますのは、最近、道垣内先生、それから山本先生

という、非常に日本における国際仲裁に対する造詣が深い法律学者の重鎮の方が、リーダーシップの中にいらっしゃる体制で、この制度改革を進められてきている近時の動きは、海外と比べても、特筆すべきところだと思っています。また、その中で実際に進められている改革、すなわちJCAAの規則の改正、それからもっと透明性を持った仲裁制度にしていくこととか、また、政策的な観点から、どういう風に国内・国際双方の仲裁制度を改革していくと良いかといったことを考えておられるところは、私ども及び、海外の方からも見ても、日本の仲裁機関として、リーダーシップを取られていると感じています。

先ほどの話の続きになるのですが、国家政策として、国際仲裁を進めていく上では、政府の方でサポートをするということは、とてもインパクトがあると思うのですね。実際、法務省さんの方で、G7に合わせた取組をされて、JAA(日本仲裁人協会)と一緒に、日本の国際仲裁の最近の動きをアピールされたり、国際仲裁の利用についてのプレゼンをされたりすると、そのインパクトというものはものすごく大きい、企業は耳を傾けて聞いてくれるというところが大きいので、そういうサポートは、ぜひ今後一層していただくと良いかなという風に思います。

ただ、その中で、誰が一番国際仲裁、日本の国際仲裁制度について、海外に発信する時の、発信をするのにふさわしいエンティティかということ、その意味では、仲裁機関というものはすごく重要だと思うのですね。仲裁機関は、日々そういう国際仲裁を扱っている中で、得ているノウハウとか、利用者企業のフィードバックとかも集積されていて、その中で、どういうところにニーズがあるのかを把握していますし、やはり、その立場からアピールしていくということが出来る、非常に重要な立ち位置にあると思うのですね。他の国を見ても、あるいは他の国際仲裁機関を見ても、ICCにしても、韓国やシンガポールの仲裁機関にしても、仲裁機関の人員自ら一緒に日本に来て、プレゼンをしたりする中で、自国の仲裁制度について知ってもらうということが実現しているのですから、端的に言うと、国家としてもJCAAをサポートすることだと思います。韓国のお話にもありましたとおり、韓国では、あえて一つだけの仲裁機関に絞って、そこにサポートするというような体制を法的に確保している。日本でも、それをぜひやられると良いと思うのですね。もっと、端的に言えば、バジェットですとか、そういった広告をするスタッフを、さらに重要な方を採用されたり、あるいは、国際インターンもJCAAに来るようにするなど、もっとダイナミックに、人的にも、海外発信するにはものすごく努力と資金が必要なことだと思うのですね。それをするための人員と設備があると、日本の仲裁の発展にはプラスになるという風に思います。

○山本座長 ありがとうございます。小原先生、よろしいですか。高取先生。

○高取委員 フリーマン先生、ありがとうございます。

JCAAのプロモーションについて、例えば、規則の、この質問の中にも書いてありますけれども、外国を仲裁地とする場合に、その規則を利用するとか、現時点では、JCAAとしては、そこまではやられていないようですが、将来的には、あり得る話なのかな、という部分も含めて伺いたいです。例えば、この質問事項に関連して、フリーマン先生も、規則改正の協議に参加されたと理解していますが、例えば、インタラクティブ仲裁等、結構ユニークな規定があって、私としても最近、Arb-Med-Arbをやる中で、フリーマン先生も、多くの、Arb-Med-Arbをやられると理解していますが、特にそのArb-Medの組み合わせについて、現在グローバルなスタンダードと言われているオペレーションに照らすと、結構ユニークで、海外ではちょっと珍しい、もしかすると批判的な声もあるかもしれないけれども、使い方によっては、良い面もあるのではないかと質問です。つまり、海外でも合理的に説明すれば売れるのではないかと最近感じているのですが、率直なところ、多くのArb-Med-Arbをやられている立場からして、正にこの質問にあるように、将来的に外国を仲裁地とする場合に、JCAA仲裁規則を直ちに使うというところまで、まだすぐには行かないにしても、そういうユニークな規定についての長所短所や、実際に使われていて思われるところ、海外にプロモーションする上で、シビルロー型の運用オプションとして含むJCAA規則を、逆に、国際スタンダードと違うからこそ、売り込めるのではないかと、ポジティブな面、ネガティブな面、両方あると思いますけれども、ご意見をいただけるとありがたいです。

○**ダグラス・K・フリーマン弁護士** 言われたとおり、JCAA規則は非常によく考えられて作られた規則であると思います。

特に、そのユニークな要素、インタラクティブ仲裁ですとか、いただいた質問にあった少数意見を公表するということを禁止する規定とか、そういう規定、日本独自のものがあるというのは、私はプラスに捉えていて、やはり仲裁機関として、日本発で新しいことをしようとしているということをアピールする、そういう材料になると思うのですね。

もちろん、仲裁は、当事者が合意すれば、その合意に従ったルールを築けるわけですし、インタラクティブ仲裁は、実際に利用はそれほどないのかもしれないのですが、一つのアピールポイントとして重要であり、それを利用したくない人はスタンダードな仲裁を行うということができるといえることだと思います。

もう一つ思いますのは、日本の規則らしく、仲裁規則がやや細かい感じを受けています。ICC等外国の仲裁規則のように、もう少しシンプルな面があってもよい。今後見直される中では、もしかすると利用のしやすさから言うと、なかなか解釈が必要というか、読んでいても分からないところもある。ただ、よく読んでみると、細かいことに、かゆいところに手が届くようなところも書いてあるところもあるので、そういう面での、バランスも必要ではないかというように思います。

もう一つ指摘するとすれば、仲裁人報酬規則について、タイムチャージ制で、仲裁

人の報酬がだんだん減っていくというのは、それはそれでリーズナブルな面はあると思うのです。仲裁人からしても、だんだんレートが下がっていくから早く処理しようというインセンティブになるので良い面があるのですけれども、一つ言うとしたら、現在の仲裁人のタイムチャージの設定レートというのは、円安も手伝って、かなり低い。例えば、香港とかでは、今、マキシマムレートが決まっています。仲裁人が自分のレートを伝えた上で、それを受け入れるかどうかは当事者が決める制度で、そのところのマキシマムレートが6300香港ドルで、日本円でいうと12万くらいで、先ほど話にありましたように、国際仲裁人の多くは、国際仲裁を専門にしている、つまり、それを生業にしているわけなので、日本のマーケットで半額以下だということになると、それは著名な仲裁人を集める上では確実にマイナスになると思うのです。報酬水準について、ドメスティックマーケット、国際マーケットを分けるということはあると思うのですが、やはり国際マーケットが存在するという事は認識して、それに応じた制度設計をする必要があるかなという風には思います。

Arb-Med-Arbは、あまり私は実際、利用したことが、何件かあるのですけれども、どちらかというと最終的には、仲裁判断をそのままするケースが多いです。実際、Arb-Med-Arbをすると、同じ仲裁人が調停人と務めることに関しては、かなり配慮しないといけないところがある、案件によっては、ややコンフリクト的なものを感じて、片方当事者に説得する時に、どのように仲裁人の見方を伝えるかについては、相当神経を使うのですよね。後で、もしまた和解に至らず仲裁判断をくだすことになった時に、その当事者が、仲裁人が1to1のセッションの時に言ったことが、ネガティブに働くのではないかと心配すると感じるのです。それは、かなり独自の面があって、ただ、それが日本の裁判に慣れた代理人の先生の場合には、それはスムーズに行くということもあって、ですから、高取先生が言われたように、シビルローの国があるアジアの中で、国際仲裁規則として、利用価値をアピールしていける側面もある。ただ、それを、もう少し広いマーケットで考えると、そうでない制度をバックグラウンドにもつコモンロー国のユーザーにも使えるようにしないとイケないということで、少しその整理が必要なのかなという気もいたします。

○高取委員 ありがとうございます。

私もそういう悩みを共有するところで、コメントありがたく思います。例えば、先ほどフリーマン先生が仰ったディセンティングオピニオン(反対意見)を仲裁判断に書けない規則や、インタラクティブ仲裁における心証開示等、おそらく、国際スタンダードと呼ばれるコモンロー型の、例えばICCやSIAC等のプラクティスに慣れている著名仲裁人と言われる人達の見方から見ると、相当ユニークかもしれない。ただ逆に、フリーマン先生が仰るように、相当深く考えられていて、それなりの合理的な理由がある。例えば、ディセンティング(反対意見)が書けない点は、むやみやたらとチャレンジの基礎になるとこ

る、ネタを残さないで仲裁判断執行の安定性を確保するとか、やはりすごくよく考えられている部分はあると思います。フリーマン先生への質問としては、そのようにせっかくよく考えられているものを、東アジアだけではなくて、ヨーロッパでもシビルローの国、先ほどのスイスもそうだし、フランスも、ドイツも、みんなシビルロージュリスディクションですから、それらとのコラボとか、売り込みとか、JCAAとしても、なかなかお金も人も少ないから難しいという話でしたけれども、そういうヨーロッパに売り込む、それから、東アジアで売り込むという、具体的なチャンスはあるのではないかと考えているのですが、フリーマン先生のアイデアの中で、例えば、こういうプロモーションとか、例えば、ヨーロッパの協力があり得るとか、アジア各国の実務家とコラボできるとか、何か具体的なアイデアとかあれば、いただければありがたいです。

○ダグラス・K・フリーマン弁護士 どの国とどういう風にしていくかというのは、確かに、そういう風に考えますと、国際仲裁の全体のパイが広がることに関しては、各国は、ある意味共通の利害があるので、他の国と一緒に、双方の制度を、もっと自国民や日本企業にも知ってもらうことによって、国際仲裁を全体として広げていく。日本と例えばドイツとの間で、貿易に関わる、国側や、会社、企業等、全体にとって、双方の仲裁制度を知ってもらうということは、十分考えられると思います。工夫次第で、もっと認知度を広げていく。日本でいうと、例えば、今は東京や大都市以外に本拠を置く企業でも、国際的なビジネスに携わっている企業は非常に増えているという印象を持っているのです。そういった企業の中では、ただ、国際仲裁制度については知らない企業も多いと思うので、日本で、そういったポテンシャルが、利用者に対しても、国際仲裁の利便性とか、世界では、それが国際紛争解決のスタンダードであることを知ってもらう機会をもっと増やすとよい。僕が先ほど聞いて驚いたのは、韓国では、多くの企業の社長を集めて、6週間の国際仲裁手続に関するコースが用意して、というお話がありましたけれども、それを日本全国で、ある程度規模以上の会社の社長とか、リーダーのトップの方とかに、そういった機会を設けることができれば、特に、そこに何らかのかたちで、日本のオフィシャルな形で、政府関係者、あるいはJCAAの方とか、何か少しそういう形でアピールすることができれば、もっとも利用が増えるという機会は十分あると思うのです。日本の経済規模から考えても、今、年間20件くらいの国際仲裁以上の案件数が増えていくということも、長い目で見れば十分あると思うので、現在、そのスターティングポイントというか、ミッドポイントにあると思うので、ぜひ、JIDRCの経験を踏まえて、国際仲裁プロジェクトについて、更に発展するようなかたちで、持っていただけると良いと思っています。

3 閉会

Additional questionnaires

Q1. There are various types of arbitration users, including large, small and medium-sized companies. What is your view on promoting arbitration for them - whether by segmenting the target according to their size or by taking a comprehensive approach?

If you think that we should segment the market, please let us know specific methods.

大企業、中小企業を含む、様々な仲裁利用者に対して仲裁を促進することについて、どのように考えているか（企業の規模に応じてターゲットを細分化するか、包括的なアプローチをとるか。）。

A1. Large market segment companies are typically already aware of international arbitration and are familiar with the process. My personal view has always been that we need to increase the size of the ADR market itself and that will require attracting new market segments. This segment would be the mid to mid-large corporate segment, start-ups, bio-pharma, space/defense agencies, etc. Accordingly, I would suggest to segment the approach.

市場セグメントの大規模な企業は、既に、概ね国際仲裁について認識しており、そのプロセスに精通している。私は、かねてから、ADR市場そのものの規模を拡大する必要がある、それには新しい市場セグメント（大規模企業よりも小さい規模の中規模企業、スタートアップ、バイオフィーマ、宇宙・防衛事業など）に訴求する必要があると考えてきた。したがって、企業に対するアプローチをそのように細分化させていくことがよいと考える。

Q2. How would you prioritize various measures regarding the promotion of arbitration, such as raising awareness activities, human resource development, establishment of a physical facility, and improvement of the arbitration association?

仲裁の促進に向けた方策（意識啓発活動、人材育成、物理的施設の整備、仲裁機関の改善など）をどのように優先付けているか。

A2. Each country will have a different set of priorities. For Japan, my personal view is that each agency would have a role. For example, it would be up to the MoJ to set up robust and supportive policies and regulations on international arbitration/mediation. The arbitral institution would provide accurate/cost efficient/expeditious case management (primary role) and aggressive promotion/marketing of the arbitral institution (to ensure that it is on the radar of the international arbitration market). I would suggest on focusing on 1) create an awareness raising activity such as “Tokyo Arbitration Summit” (or some similar name) 2) review the arbitral agency’s current role and status and focus on becoming more

commercial/marketing/sales oriented. As mentioned in the original questionnaire, create a story (brand) on how Japan is back in the international arbitration and sell the story on the global scale.

各国それぞれ異なる優先付けをしていると思うが、日本に関する私の個人的な見解は、各機関がそれぞれの役割を担うべきであるというものである。例えば、法務省の役割は、国際的な仲裁・調停に関する強力でサポート的な政策や法制を設定することである。一方で、仲裁機関の役割は、正確で、費用対効果が良く、迅速なケースマネジメントを提供することのほか、仲裁機関の積極的なプロモーションやマーケティングを行い、国際仲裁市場のリーダーの射程に入ることが重要である。「東京仲裁サミット」のような広報イベントを開催することや、仲裁機構の現在の役割と地位を見直し、商業的・市場的・セールス的な指向により注力することを提案する。当初のアンケートで述べたように、日本の国際仲裁についてのカムバックストーリー(ブランド)を作り、そのストーリーを世界規模で強みにするのである。

Q3.We understand that there are a lot of domestic arbitration cases in Korea. In Korea, is promoting domestic arbitration included in the government policy? If so, what is the purpose of the promotion of domestic arbitration?

Is it considered that familiarity with domestic arbitration contributes to the promotion of international arbitration in Korea?

韓国では国内仲裁事件が多いと承知している。韓国では、国内仲裁の促進が政府の政策に含まれているか。そうであれば、国内仲裁の促進の目的は何か。

国内仲裁に精通していることが、韓国の国際仲裁の促進に寄与していると考えられるか。

A3: Korean Arbitration Act was established to promote the usage of arbitration. While KCAB does handle somewhere between 4-500 arbitration cases, there are over a million civil litigation cases so that usage of the arbitration still need more promotion (in Korea). The purpose of the arbitration is to allow parties for additional options on resolving disputes, have more control over the process and resolve the disputes in a faster/efficient manner. Familiarity of domestic arbitration does sometimes lead to more awareness of international arbitration but they are two separate games as domestic arbitration in Korea is still regarded as “public service” and provided at a relatively low cost and attorneys often do this as a “service” and not a full time role. This is different in international arbitration where disputes are cross-border, typically larger/more complex and practitioners and arbitrators look to international arbitration as a “career.” Accordingly, I would separate the two categories and market it accordingly.

韓国仲裁法は、仲裁の利用を促進するために制定された。KCAB は仲裁事件を扱っているものの、民事訴訟事件は 100 万件以上あるため、韓国国内において、仲裁の利用促進を

さらに図る必要があるということである。国内仲裁の目的は、当事者が紛争を解決するための追加的な選択肢を与えること、プロセスをよりコントロールすること、紛争をより迅速かつ効率的な方法で解決することである。

国内仲裁に身近であることは、国際仲裁に対する認識を高めることにつながることもある。しかし、韓国においては、国内仲裁と国際仲裁とは別物として扱われ、国内仲裁は「公的サービス」と見なされており、比較的低コストで提供されている。弁護士は「サービス」として業務にあたっていることも多く、フルタイムではない。一方で、国際仲裁は、紛争が国境を越えてより大規模で複雑になるため、実務家や仲裁人は、キャリアとして仲裁業務に従事している。したがって、私は、これらの異なる2つのカテゴリーを区別した上でのマーケティングが必要にあると考えている。